

○厚生労働省告示第三百十号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十二条第一項（同法第六十八条の五において準用する場合を含む。）及び第二項の規定に基づき、生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次のように改正する。

平成十九年九月二十八日

厚生労働大臣 舛添 要一

第4の1の(3)中サを削り、シをサとし、スからヌまでをシからニまでとする。